

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第468号）
〔指導関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和5年8月27日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
(請求内容)

令和〇年〇月中において、〇〇高の教諭Aが学校長の承認をうけ、いわゆるマイカー出張した件に係る次の文書等の公開を求めます。

(1) 事務長が自ら認める本件、いわゆるマイカー出張に係る起案から決裁の過程において、承認要件に係る精査を怠ったまま、当該起案を決裁に付した杜撰で不適切な対応について、すべての経過等がわかるものすべて。

(2) 本件に関して、上司たる校長が事務長を注意や叱責したことがわかるものすべて。

2 令和5年9月4日付けで、実施機関は、請求内容（2）に対して、「本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

なお、請求内容（1）に対しては、条例第13条第1項の規定により、部分公開決定を行い、審査請求人に通知した。これについて、審査請求はなされていない。

3 令和5年9月22日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件は、〇〇高の事務長が、教職員のいわゆるマイカー出張に係る承認の起案及び決裁の一連の手続きに関して、杜撰にも内容を全く精査しないまま処理し、本人もそれを認めていることに端を発するものである。

これは業務上の懈怠にとどまらず、役職者として職務放棄に等しい悪質な不祥事である。

処分庁は、本情報公開請求に対して、「本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため、管理していない。」として不存在による非公開決定を行った。

処分庁は、また一方で先の審査請求人が情報公開請求を行った際に令和5年6月27日教職人第1908号で、「〇〇高校長と事務長がやりとりした電子メール」及び公開請求案件に係る関係職員への「面談の議事要旨」を公開している。

このため当該電子メールや職員の面談に係る関係資料は、情報公開対象の行政文書であることが明らかとなった。

よって、本件に係る〇〇高校長と事務長間の電子メールや事務長に対する事情聴取等の記録等はすべて公開されなければならないこととなる。

審査請求人は、〇〇高校首脳らがこうした本件不祥事の隠蔽を図るため、「非公開制度」を悪用しているのではないか、という疑念を抱いている。

もしこれが事実であれば、序内秩序を揺るがす重大事案であり、その真偽を明らかにするためにも、関係文書等はすべて公開されなければならない。

そもそも、請求者には関係文書の詳細が判らない。

本請求は、序内の綱紀保持や職場秩序の維持からも必要不可欠なものである。

2 反論書における主張

- (1) 処分庁は、対象の行政文書が不存在とのみ主張している。
- (2) そもそも審査請求人は、どのような記録があるのか否か知る由もない。
- (3) 処分庁は、審査請求人が令和5年9月22日付け審査請求書で主張した「非公開制度」の悪用等について、一切の言及を行っていない。
- (4) そのため、〇〇高首脳が自らの保身のために非公開制度を悪用している疑念は何ら払拭されていない。
- (5) よって、本件の真相を明らかにするためにも、徹底した情報公開が求められる。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件請求を受けて、本件請求に対応する行政文書の有無等を調査したが、該当する文書は存在しない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

2 実施機関による口頭説明における主張

本件請求の記載内容について、事務長に経緯を確認したところ、業務担当職員の不在により急遽代務者を立てる必要があり、また同日は校長も不在であったことから事務長が代理決裁を行ったものであるが、一部要件の確認を失念してしまったとのことであった。

また、本事案について、事務長は今後注意するよう校長から口頭での指導を受けたが、行政

文書等は作成されておらず、本件請求の対象となる行政文書は存在していない。

よって、本件決定に違法不当な点はない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求の内容に該当する行政文書は存在しないものとして、不存在による非公開決定を行った。

審査請求人は、職員間の電子メールや面談の記録等は行政文書に該当するから公開すべきである旨主張している。

実施機関に確認したところ、公務で自家用車を使用する場合は所属長の事前承認が必要とのことであり、当審査会において、請求内容（1）に係る行政文書「教員1名の自家用自動車による公務旅行についての決裁文書」を見分したところ、「職員の自家用車自動車による公務旅行に関する要領」に基づく教諭Aの申請に対し、上席者の承認が行われ、実際に書面上の手続がなされていたことが確認できた。

当該承認に当たっては、事後的に要件の不備が判明し、校長から事務長に対して口頭で注意したとのことであったが、教諭Aは当日に急遽代務で出張することとなつたという事情があり、また、不備の内容も非違行為等には該当せず軽微なもののことであった。

したがって、本件請求に合致するような、事務長への注意又は叱責に係る行政文書は作成していないという実施機関の主張に不自然な点は認められない。

以上のことから、本件請求（2）について文書不存在とした決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮